

(周知依頼)

全国中小企業団体中央会 より

## 1. 企業における仕事と介護の両立支援セミナーについて

この度、経済産業省より、本会对し周知の依頼がありました。

超高齢社会を背景に、仕事をしながら家族の介護に従事する方が増加傾向にあります。

これは人材不足が加速する中で、企業経営におけるリスクとなります。

経済産業省では、令和6年3月に「仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン」を公表し、企業経営の観点から、仕事と介護の両立支援推進を図っているところです。

つきましては、傘下の会員組合・組合員企業等に対して、

下記の URL 等を用いて、周知して頂きますようお願い申し上げます。

※※※※※※※※※※

企業における仕事と介護の両立支援セミナー ～経営視点で見る実践事例とその重要性～

この度、仕事と介護の両立支援のポイントや先行事例をご紹介させていただくセミナーについて、ご案内いたします。

⇒チラシはこちら

[https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/seminar/241211\\_651/guidance\\_241211\\_651.pdf](https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/seminar/241211_651/guidance_241211_651.pdf)

⇒お申し込みはこちら

<https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=108789>

【日時】 2024年12月11日(水) 14時00分～16時10分(13時30分開場)

【場所】 AP新橋 D・Eルーム(東京都港区新橋1-12-9)

※オンラインご参加の場合、後日 URL をご連絡します。

【主催】 経済産業省(参加費無料)

●ガイドライン・法改正の解説とともに、人材不足時代における企業経営をテーマに、講演を実施いたします。

【第1部(講演・解説)】

基調講演「生産年齢人口減少時代の人材マネジメント」

株式会社ワーク・ライフバランス 小室淑恵氏

解説「『仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン』について」

経済産業省 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課長 橋本泰輔氏

解説「『育児・介護休業法』の改正について」

厚生労働省 雇用環境・均等局 職業生活両立課長 菱谷文彦氏

●より実務的な事例紹介を行います。企業の規模感によって課題意識が異なると思われるため、2会場設置しております。

希望の会場にご参加ください。

## 【第2部（事例紹介・意見交換）】

第1会場「人的資本経営における仕事と介護の両立支援」

事例紹介企業：東京海上グループ、株式会社日立製作所

ファシリテーター：株式会社ワーク・ライフバランス 小室淑恵氏

第2会場「中小企業こそ取り組みたい、仕事と介護の両立支援」

事例紹介企業：株式会社白川プロ、NPO 法人となりのかいご

ファシリテーター：株式会社日本総合研究所

【問い合わせ先】 ※本事業に関するお問い合わせ先は、こちらにお願いします。

株式会社日本総合研究所

Mail : 200010-careermeti@ml.jri.co.jp

## 2. 厚生労働省委託事業「ものづくりマイスター制度」について

この度、中央職業能力開発協会より、本会に対し別添の通り周知の依頼がありました。

厚生労働省委託事業「ものづくりマイスター制度」は、ものづくりの優れた技能、経験を有する方を「ものづくりマイスター」として認定・登録し、中小企業や学校等で若年技能者への実技指導や効果的な技能の継承、後継者の育成を行っています。

つきましては、傘下の会員組合・組合員企業等に対して、

下記の URL 等を用いて、周知して頂きますようお願い申し上げます。

### ▼パンフレット「ものづくりのエキスパートから技能を学ぶ」

【中小企業・団体のご担当者、学校の先生方へ】厚生労働省ものづくりマイスターのご案内【R6.06 版】

### ▼ものづくりマイスターへの申請などの各種情報 ものづくりマイスターデータベース[HOME]

■厚生労働省ものづくりマイスターのご案内 | 技のとびら - 技能検定制度のポータルサイト

添付ファイル

<https://kinkid-s.jp/news/2024.11.28-2.pdf>

## 3. マイナ保険証への移行に伴う届書の切替等について（周知依頼）

この度、厚生労働省保険局保険課より、本会に対し周知の依頼がありました。

令和6年12月2日以降、現行の健康保険証からマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に伴い、事業主が日本年金機構に提出する、「被保険者資格取得届及び被扶養者（異動）届」の様式が変わります。

つきましては、制度移行期の運用について、傘下の会員組合・組合員企業等に対し、別添および下記 URL 等を用いて、周知して頂きますようお願い申し上げます。

※制度移行期の届出対応についての詳細は、別添の【厚労省】周知依頼文および周知用チラシをご確認ください。

▼日本年金機構大切なお知らせ 「令和6年12月2日以降は健康保険証が発行されなくなります」

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2024/202410/1018.html>

▼協会けんぽ特設サイト 「これからは医療を受けるならマイナンバーカード。」

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/LP/mynahokensho/>

添付ファイル

<https://kinkid-s.jp/news/2024.11.28-3.pdf>

<https://kinkid-s.jp/news/2024.11.28-4.pdf>

<https://kinkid-s.jp/news/2024.11.28-5.pdf>

以上3件の配信に関するお問い合わせは以下のメールアドレスまでお願いいたします。

=====

全国中小企業団体中央会

労働政策部 岡部

〒104-0033

東京都中央区新川1-26-19 全中・全味ビル5F

TEL：03-3523-4903

E-mail：[roudo-seisaku@mail.chuokai.or.jp](mailto:roudo-seisaku@mail.chuokai.or.jp)

経済産業省より

## 1. インボイス制度に関する周知依頼文について

平素より経済産業行政へのご理解・ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

本年8月に依頼しました「消費税のインボイス制度への対応状況に関するアンケート」へのご協力を賜り、大変ありがとうございました。

今回いただいた御回答・御意見も踏まえつつ、インボイス制度に関して事業者の皆様にご認識いただきたい事項をまとめましたので、貴会員への周知にご協力をお願いいたします。

お忙しいところ大変恐れ入りますが、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

- - - 以下、協力依頼文書抜粋 - - -

インボイス制度について、改めて周知させていただきたい事項をまとめましたので、事業者の皆さまへの周知にご協力を賜りますようお願いいたします。

### 1. インボイス記載事項チェックシート等のご案内

インボイスに記載すべき事項の確認や、受領したインボイスに必要な事項が記載されているかの確認にご活用いただけるチェックシート（別添1）を作成しております。このほかにも、消費税やインボイス制度のポイント等を各5分程度で解説したYouTube動画、各種リーフレットを、下記リンク先に掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

なお、カメラで撮影したインボイスから登録番号や金額等を自動的に入力して帳簿に反映する機能や、デジタルインボイスをやりとりする機能を備えた会計ソフト等をご利用いただくことで、インボイス制度への対応がスムーズになるほか、バックオフィス業務全体を効率化することにもつながりますので、ぜひご検討ください。

[cid:image005.png@01DB3F72.31159040]

インボイス制度に関する動画・リーフレット

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice\\_about.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm)

[cid:image006.png@01DB3F72.31159040]

(参考) 動画「申告・納税と一緒に日々の業務もデジタル化しませんか？」

<https://www.youtube.com/watch?v=CV7aUqw2gxE>

## 2. 取引上の留意点

消費税について課税事業者に転換した取引先（売手側）から、免税事業者であったときの取引価格からの引上げを求められたにもかかわらず、価格交渉に応じず、一方的に従来どおりの取引価格に据え置いた場合、独占禁止法・下請法等に違反するおそれがあります。独占禁止法・下請法等の考え方については、別添2をご確認ください。

なお、買手側では、従来から消費税相当分を支払ってきたと認識している場合でも、売手側では、消費税相当分として支払われている分も含む金額がいわゆる本体価格として妥当な金額であると認識して取引しているような場合があります。売手側からは価格交渉を申し出にくい場合もあることから、買手側においては、取引先との間で消費税相当分の金額に関する認識の不一致が生じないように注意し、インボイス制度を機に課税事業者へ転換した事業者に対しては、必要に応じて価格引上げの要否を確認するなど、適正な取引関係の構築にご留意ください。

## 2. 【事務連絡】振興基準改正に伴うパートナーシップ構築宣言のひな形改正について

お世話になります。経済産業省文化創造産業課でございます。

政府では、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引関係の適正化に向けて、「パートナーシップ構築宣言」に係る取組を推進してまいりました。皆様の御尽力により、宣言数は5万5千社を超え、多くの事業者から本宣言の趣旨に御理解・御賛同をいただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

昨今、我が国経済は原油・原材料等の価格高騰や円安等に伴う急激なコスト上昇に直面しており、物価高を超える賃上げが課題となっておりますが、春闘において昨年を上回る賃上げを多くの企業が表明し、最終集計結果では33年ぶりに平均5.10%を記録するなど、力強い賃上げの動きが広がり始めています。こうした動きを広く波及させ、持続的な賃上げを実現するためには、価格転嫁を含む取引適正化の推進が鍵であり、パートナーシップ構築宣言の重要性は一層高まっています。

取引適正化に関して、公正取引委員会による下請代金支払遅延等防止法における「手形」や「買ったたき」についての運用基準等の見直しを受け、本年11月1日に「振興基準」が改正されました。

この振興基準は、下請事業者及び親事業者の「望ましい取引慣行」であり、パートナーシップ構築宣言は、その遵守を代表者名で宣言するものです。

振興基準の改正を受けて、パートナーシップ構築宣言の「ひな形」も同日付で改正し、「手形などの支払条件」について、手形等で支払う場合の支払サイトを業種問わず 60 日以内とすることを踏まえ、ひな形文を変更しました。宣言企業の皆様におかれては、適時、新しいひな形で「パートナーシップ構築宣言」を更新いただき、宣言内容を実行していただきたいと考えております。

つきましては、貴団体におかれましては、既に宣言していただいている会員企業様へ、新しいひな形での「パートナーシップ構築宣言」の適時の更新及び実行のお呼びかけをお願いいたします。また、まだ宣言されていない会員企業様へは、新しいひな形での宣言をご検討いただくよう、合わせて周知をお願いいたします。

以上、御協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

<https://kinkid-s.jp/news/2024.11.28-6.pdf>

<https://kinkid-s.jp/news/2024.11.28-7.pdf>

### 3. 【協力依頼】 「冬季の省エネルギーの取組について」

お世話になっております。経済産業省文化創造産業課でございます。

10月29日（火）に省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議において、今年度の「冬季の省エネルギーの取組について」が決定されました。

つきましては、以下の通りご協力のご依頼をさせていただきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

#### ■依頼事項

本決定文書においては、「産業界に対する周知及び協力要請」、「政府としての取組」が記載されております。添付の「冬季の省エネルギーの取組について（資料1）」をご周知いただくとともに、貴団体におかれましても省エネルギーの取組にご協力いただきますようお願いいたします。

また、今後の電力需給ひっ迫時の対応についてまとめた資料（資料2）も併せて送付しますので、そちらもご確認いただけますと幸いです。

なお、省エネ取組をまとめたメニュー、リーフレットも夏季に引き続き作成しておりますので、ご活用いただけますと幸いです。

※メニュー、リーフレットについては容量が大きいため、下記の「省エネポータルサイト パンフレット一覧」よりダウンロード下さい。

#### ■省エネポータルサイト

「冬季の省エネルギーの取組について」を決定しました（2024年10月29日）

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/government/shouene\\_torikumi.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/government/shouene_torikumi.html)

省エネポータルサイト パンフレット一覧

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/media/index.html#2](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/media/index.html#2)

